**■　大阪府福祉のまちづくり条例ガイドラインの活用状況について**

資料２

|  |
| --- |
| １　ガイドラインの啓発について |

　ガイドラインの内容を府民等関係者に啓発し、実際に活用していただくことが重要であるため、次の取り組みを進めている。

【啓発】 常時、PRに努めるものとする。（●：実施済み、○：実施予定）

|  |  |
| --- | --- |
| **府民等** | |
| ●府ホームページ  ○チラシの配布（情報プラザ等の活用） | |
| **設計者（施主）等** | |
| ・大阪府建築士事務所協会  ・大阪府建築士会  ・社団法人日本建築家協会　近畿支部 | ●福祉のまちづくり審議会委員等を通じて啓発を依頼  ●建築士事務所協会、建築士会の総会においてチラシ等を配布  ●ホームページ、メールマガジン、機関紙への掲載  ○研修会の開催（建築士会については、11月8日開催予定） |
| ・指定確認検査機関 | ●メール、啓発用チラシにて啓発を依頼  ●指定機関部会において説明会を実施 |
| **障がい者・支援者等** | |
| ・障がい者団体 | ●福祉のまちづくり審議会委員を通じて啓発を依頼 |
| **行政機関** | |
| ・府公共建築室、住宅経営室、 　教育庁、府警察本部　　　　　等 | ●福祉のまちづくり審議会幹事、福祉のまちづくり推進庁内連絡  　調整会議の構成員へ啓発を依頼  ●府公共建築室内研修を活用し研修を実施  ○研修会の開催 |
| ・市町村　　　　　　　　　　　等 | ●福祉のまちづくり市町村連絡会議の構成員へ啓発を依頼  ●重点整備地区バリアフリー推進連絡会議にて啓発  ○福祉のまちづくり市町村連絡会議等を活用し研修を実施 |
| **その他** | |
| ●建築業界紙を活用した広報（業界紙に情報提供）  ○都道府県に対しメール等により情報提供  ○JCBA（日本建築行政会議）：府の参画メンバーから情報提供  ○近畿建築行政会議等を活用し、研修を実施 | |

【広報物】

|  |  |
| --- | --- |
| **刊行物等** | ・冊子（白黒版）　・啓発用チラシ　・点字版、拡大版を事務局に設置 |
| **ホームページ** | ・府ホームページに掲載  [http://www.pref.osaka.lg.jp/kenshi\_kikaku/fukushi\_top/guideline.html](%20http:/www.pref.osaka.lg.jp/kenshi_kikaku/fukushi_top/guideline.html)  　（視覚障がい者への配慮として音声読み上げ対応テキストデータを併せて掲載。） 　・ガイドラインの内容をより多くの方に理解していただくため「やさしい日本語版」を  　併せて府ホームページに掲載。 |

|  |
| --- |
| ２　ガイドラインの追記・見直しについて |

○策定時に「引き続き検討を行う」とした内容や、啓発の過程で出された意見等をふまえ、見直し（スパイラルアップ）を行う。

　（今年度は啓発に力点を置き、追記・見直し項目の蓄積を図るものとする。）